

新型コロナウイルス不況に対する支援策

ここ最近、急激に状況が悪化しつつある新型コロナウイルス(COVID-19)による企業への影響ですが、これらをできるだけ緩和し、企業を支援するための施策が実施されています。

これらは経済産業省のホームページ(<https://www.meti.go.jp/covid-19/>)で確認できますが、参考までに資金繰り支援について下記に紹介します。

なお、これらを含めて日々新しいもの(新たな支援策)に追加・更新されていますので、ぜひご確認ください。また、各種の申請などでご不明な点があれば、お気軽に当方までお問い合わせください。

◆ 資金繰り支援

・セーフティネット貸付

日本政策金融公庫や商工中金が新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口を開設し、セーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象を今後の影響が懸念される事業者にまで拡大します。具体的な要件は、前年同月比で売上が▲5%減少(1年未満の事業者は別途要件あり)していれば対象になります。

お申し込みは、必要書類を揃えて窓口または郵送による方法も可能となっています。特に融資総枠での締切は、ないようなので、今のところ打ち切りになることはなさそうです。また、状況に応じて複数回での追加融資も可能になっています。

・セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域(今回は47都道府県のすべてが対象地域)について、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の100%を保証する制度です。(最大2.8億円)

要件としては、売上が前年同期比▲20%以上減少の場合です。

・セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の80%を保証する制度です。(最大2.8億円)

要件としては、売上が前年同期比▲5%以上減少の場合で、その利用には、売上高等の減少について市区町村長の認定が必要となります。

・危機関連保証

上記の5号対象企業だけでなく、全国・全業種の事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠別枠で融資額に対する100%保証をする制度です。(最大2.8億円)

要件としては、売上が前年同月比▲15%以上減少の場合で、その利用には、売上高等の減少について市区町村長の認定が必要となります。(認定基準の緩和措置もあります)

CONTENTS

新型コロナウイルス不況
に対する支援策…………… P.1

キャッシュレス決済の導入
による中小企業への影響…………… P.2

キャンセル料と課税仕入れ…………… P.2

事業所における
若年労働者の有無状況…………… P.3

4月から限度額の記載が
必要となる身元保証書…………… P.3

これからの物件選びで
欠かせない災害リスクの
チェックポイント…………… P.4

利用頻度が高くなった
キャッシュレス決済手段は? …… P.5

4月度の税務スケジュール…………… P.5

今月の名言録…………… P.6

無料相談会実施中…………… P.6

キャッシュレス決済の導入による中小企業への影響

◆ 資金繰りの悪化

キャッシュレス決済が一部の中小企業の資金繰りを圧迫しているようです。中小では日々の現金売り上げを運転資金に回す企業が多いのに対し、キャッシュレス決済では入金までの時間がかかったり、決済事業者によって入金のタイミングが異なったりするためです。また、決済事業者への手数料負担も重くのしかかります。政府のポイント還元策は中小事業者を対象とし、販売促進を支援する予定でしたが、資金繰りの面では重荷になっているようです。例えばカード決済は振込手数料の高さから一般的に月2回が多いです。カード会社によっては月末締め翌月末振り込みのところもあり、販売時から入金までに最長2カ月近くかかることもあります。



◆ レジ刷新も一因

近年増えてきたスマホ決済などは条件付きで、素早く入金になるものもあります。例えばペイペイはグループのジャパネット銀行を指定口座にすれば翌日入金となります。LINEペイは基本的に月末締め翌月末振り込みですが、1回あたり250円の手数料を支払えば、最短即日入金されます。ただスマホ決済は少額利用が多く、店側の業態によってはカード決済より利用頻度が少ないのが実情です。これら決済手段が大幅に増え、入金管理が煩雑になっている企業もあります。また、軽減税率対応のレジ入れ替えによる設備投資もキャッシュレス決済の導入とあわせて資金繰りを圧迫しています。

◆ 効果の実感薄く

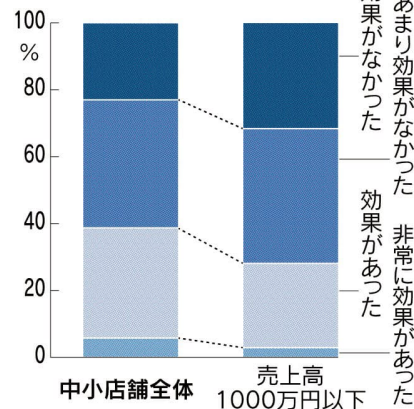
キャッシュレス推進協議会が、今年の1月に発表した中小企業を対象にしたアンケート調査によると、回答を得た約1100店舗のうち2割がキャッシュレス導入にともなう入金サイクルの変化によって資金繰りに困ることがあると答えています。同調査ではポイント還元事業の売上げへの効果も調査しました。全体では61.3%の中小店舗が効果が「なかった」「あまりなかった」と答えています。

これを売上げが1000万円以下の店舗に限ってみると、72%が同様に「効果がなかった」と答えています。

これには加盟店がキャッシュレス事業者を支払う手数料の問題もあります。中小企業庁によると、中小企業の売上げに占める営業利益率は、例えば小売業では平均1.44%です。ポイント還元事業では加盟店手数料の上限を3.25%としていますが、もし売上の大部分がキャッシュレス決済となれば、決済事業者へ支払う手数料は経営上は重い負担となってきます。

政府のポイント還元策は中小企業の売上げを下支えする一定の効果があるとみられますが、資金繰りでは一部で逆風になっている側面がありそうです。

還元事業に参加した中小店舗の6割は売上げに効果なし



キャンセル料と課税仕入れ

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、有名アーティストのライブやスポーツイベントなどが相次いで中止されています。また各企業では、宴会や出張などを見合わせていますが、中止を決断した場合に発生するのがキャンセル料です。予約の取消しや変更に伴って支払うキャンセル料が、消費税法上、仕入側の課税仕入れの対象となるには、売上側で課税対象となる必要がありますが、①損害賠償金としての性格のもの、②事務手数料等としての性格のものなのかによって取扱いが異なります。

①には、送別会開催のために予約していた会場をキャンセルした場合に支払った「会場使用料の〇〇%」などが該当します。会場を貸す側にとって、本来得ることができたであろう利益を補填するための費用で、資産の譲渡や役務の提供の対価として支払うものではなく、課税対象とならないので、予約した側でも課税仕入れとはなりません。

②には、出張日に先立って購入していた航空券代をキャンセルした場合に支払った「払戻手数料〇〇〇円」などが該当します。航空会社が、払戻しの事務手続きという役務の提供を行うための対価として支払う費用で、課税対象となります。したがって、購入者側においても課税仕入れとなります。なお、この場合の払戻手数料〇〇〇〇円については、購入者の仕入税額控除の対象となりますが、課税仕入れを計上する時期は、もちろん払戻手数料を支払った日の属する課税期間であるということはお間違えの無いようにしてください。

事業所における若年労働者の有無状況

少子化による若年人口の減少で、今後、組織の高齢化が進む企業が増えてくることが予想されます。ここでは、昨年12月に厚生労働省から発表された「2018年若年者雇用実態調査の概況」調査結果から、事業所における若年労働者(満15～34歳)の有無状況をみていきます。

この結果によると、2018年時点で若年労働者がいる事業所の割合は76.0%、前回調査の2013年から4.7ポイント減少しています。

なお、事業所規模別の状況は右表のとおりですが、5～29人規模の事業所では、若年労働者がいる割合は、72.0%にとどまっており、高齢化の進展が表れています。

事業所規模別若年労働者の有無別割合(%)

事業所規模	いる	いない
5～29人	72.0	28.0
30～99人	95.0	5.0
100～299人	97.3	2.7
300～999人	98.4	1.6
1,000人以上	99.3	0.7

◆ 産業別の状況

産業別の状況を見ると、若年労働者がいる割合は、60～80%台となっています。

若年正社員とそれ以外の若年労働者では、若年正社員がいる割合が高い産業が多くなっています。

この調査結果によると、若年労働者がいた事業所の44.9%で、過去1年間に若年労働者が自己都合で退職しています。今後はさらに、採用した若年労働者の定着も重要な課題となると思います。

産業別若年労働者の有無別割合(%)

産業	計	若年労働者がいる事業所		若年労働者がいない事業所
		若年正社員がいる	正社員以外の若年労働者がいる	
総数	76.0	63.9	38.1	24.0
建設業	78.3	77.6	9.6	21.7
製造業	73.1	68.3	25.2	26.9
電気・ガス・熱供給・水道業	88.7	86.8	16.7	11.3
情報通信業	85.9	83.5	24.5	14.1
運輸業、郵便業	65.8	64.3	23.7	34.2
卸売業、小売業	76.0	59.1	41.7	24.0
金融業、保険業	87.2	86.1	13.9	12.8
不動産業、物品賃貸業	77.3	69.0	24.6	22.7
学術研究、専門・技術サービス業	78.5	75.9	19.2	21.5
宿泊業、飲食サービス業	82.7	45.0	70.5	17.3
生活関連サービス業、娯楽業	77.4	67.5	47.7	22.6
教育、学習支援業	85.5	74.2	55.6	14.5
サービス業（他に分類されないもの）	68.3	60.7	27.2	31.7

4月から限度額の記載が必要となる身元保証書

従業員が会社に何らかの損害を与えたときには、従業員は会社にその損害を賠償する責任を負う旨の規定を就業規則に設けていることは多いと思います。さらに、この規定とあわせ従業員が入社するとき等に、従業員の家族等を保証人とする身元保証書の提出を求められることがあります。今回、民法が改正されたことに伴い、この身元保証に関し限度額を定めなければならないなくなっています。

◆ 労働基準法における損害賠償の規定

労働基準法に、賠償の予定を禁止する規定があります。これは、雇用契約期間の途中で退職したときに違約金を払わせる定めをしたり、会社に損害を与えたときに〇〇円を払わせるといった定めをしたりすることを禁じたものです。禁じた目的は、これらの定めをすることによって、従業員の退職の自由を不当に奪うことがないようにするためです。そのため、あらかじめ違約金や賠償額の金額を決めず、実際に従業員の責任により発生した損害について、賠償を請求すること自体を定めることは、問題ありません。

◆ 民法の「保証」に関する改正

このように労働基準法では、従業員に対する賠償の予定は禁止していますが、保証人に対して賠償を求めることや、その賠償額について定めることを禁止する規定はありません。ただし、民法等に保証人に関する規定があり、これに従う必要があります。今回、その民法が改正されています。具体的には、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる極度額(上限額)の記載がない場合、契約自体が無効となります。これは、保証人が、保証人となる時点でどれだけの債務(賠償額)が発生するかが明確になっていないことで、実際に保証すべき損害が生じたときに、想定外の債務を負うことになるケースがあるからです。そこで、保証人が想定外の債務を負うことを避けるために、「〇〇円」等と明瞭にその極度額を定めることが求められることになりました。したがって、2020年4月1日以降の締結では、具体的な金額の記載が求められますのでご注意ください。

これからの物件選びで欠かせない災害リスクのチェックポイント

◆災害リスクの高い立地は避けること

物件選びの際、立地の利便性に加えて、災害リスクにも注意が必要です。購入を焦らず、念の為、災害による被害予測がないエリアか確認しましょう。よくニュースに取り上げられる地震被害の一つが液状化現象です。とくに海の近くや地盤がゆるい埋立地などで、地盤が一時的に液体ようになる現象で建物が傾くなど大きな被害をもたらします。

昨今は被害も甚大になっていることから、地域の条例によって、活断層の真上や危険性の高いエリアには建物が建てられない自治体も出てきています。そのため、災害リスクのある場所にあるマンションは、建て替えも難しくなり、そこに住めなくなったり、将来の資産価値としても不安が残ります。

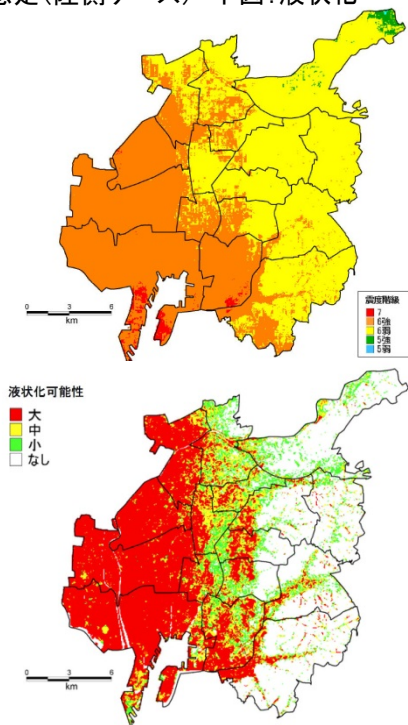
◆危険性が低い立地を調べる方法

防災意識が高まっているなか、被害予測を情報提供する動きも強まっています。購入前にエリアの危険性を確認しましょう。地図上に被害程度を表示したハザードマップである程度知ることができます。

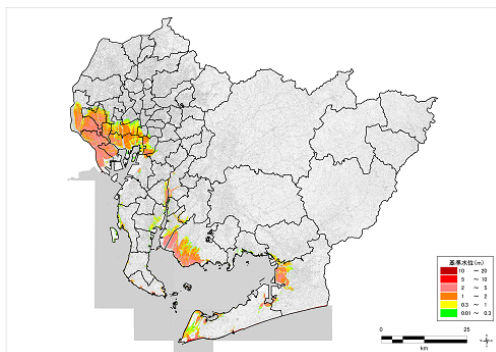
国土交通省「ハザードマップポータルサイト」の「わがまちハザードマップ」では、各市町村が作成したハザードマップにリンクしており、ネットで公開されていれば、地震による液状化被害などのリスク情報を得られます。

ただし、悪い地盤でも杭を深く打ち込んでいればリスクは減るので問題はないはずですが、不動産会社に災害への対応ができていないか確認してもらうことも大切になります。

▼震度分布「理論上最大想定モデル」による 想定(陸側ケース) 下図:液状化

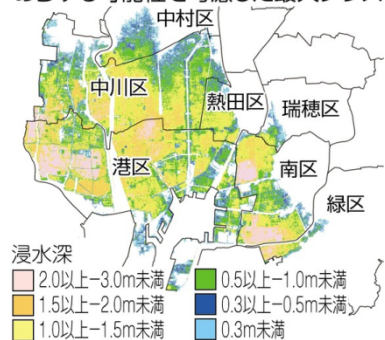


▼津波災害警戒区域の指定範囲



浸水範囲

あらゆる可能性を考慮した最大クラス



▼【購入を検討する一戸建てのポイント】

- 建物が密集している地域で延焼が拡大しやすくないか
- 築年度の古い建物が多く、倒壊が心配されないか
- 大地震の発生時に、道路ががれきりで塞がれて避難しにくくないか
- その地域には避難所が確保されているか

洪水	浸水	土砂災害
大雨によって河川の水が大幅に増加し、水が堤防を越えたり、堤防を破って氾濫したりする。	道路の冠水や住居の浸水などの被害状況。	大雨や台風時に発生する、急傾斜地のがけ崩れ・土石流・地すべりなどの被害状況を表示するもの。
地震防災	津波・高潮	液状化(地盤被害)
地震発生時の揺れやすさを示したものと、揺れにより建物に被害が生じる程度や区域を示したり地域の避難場所を表示するものもある。	発生頻度は低いと予測されるが最大クラスの津波が悪条件化で発生した場合に想定される浸水の区域を表示するもの。	液状化のしやすさ、しにくさを相対的に表示。一定のゆれによって地盤がゆるされた時にどの地域が液状化しやすいかを表示するもの。

利用頻度が高くなったキャッシュレス決済手段は？

2019年10月に始まったキャッシュレス・ポイント還元事業の影響もあり、キャッシュレス決済の利用が増えているという報道を目にするようになりました。右記の調査結果から、キャッシュレス決済の利用頻度について、2019年7月と12月の回答をまとめると、表1のとおりです。

【表1】キャッシュレス決済の利用頻度(%)

	7月	12月	増減
よく利用している	41.6	52.8	11.2
ときどき利用している	37.4	30.9	-6.5
あまり利用していない	11.8	9.6	-2.2
全く利用していない	9.0	6.7	-2.3

消費者庁「令和元年12月物価モニター調査結果（速報）」より作成

12月は、よく利用している割合が7月に比べて11.2ポイント高くなり、50%を超えています。一方、その他の回答は7月より低下しており、キャッシュレス決済の利用が進んでいることがうかがえます。

次に比較的使用頻度の高いキャッシュレス決済手段（以下、決済手段）

について、12月時点の割合と7月からの増減を年代別にまとめると、下記表2のとおりです。最も利用頻度の高い決済手段は、すべての年代でクレジットカードとなりました。7月からの増減では、20代以外はすべてバーコード、QRコード決済が10ポイント以上増加しています。反面、すべての年代で交通系電子マネーの割合が、7月に比べて低下しています。

ここで紹介した調査結果は、物価モニターを対象にしたものですが、スマートフォンを使った決済手段の利用頻度が、高まっていることがわかる結果となっています。

【表2】比較的使用する頻度の高いキャッシュレス決済手段(%)

	20代		30代		40代		50代		60代		70代以上	
	12月	増減	12月	増減	12月	増減	12月	増減	12月	増減	12月	増減
クレジットカード	71.4	-11.9	81.9	-3.3	87.4	1.3	89.1	1.9	86.6	0.7	86.4	-2.5
交通系以外の電子マネー（WAON、nanaco、楽天Edy等）	42.9	-3.8	51.7	0.5	52.7	-7.8	58.5	-0.7	49.8	-2.2	43.2	2.1
交通系電子マネー（Suica、ICOCA等）	50.0	-13.3	32.8	-4.6	40.2	-4.1	39.7	-5.6	41.1	-5.3	35.2	-7.0
バーコード、QRコード決済（PayPay、LINE Pay等）	35.7	5.7	42.2	17.1	37.7	16.2	35.9	18.7	24.5	15.3	17.0	10.3
デビットカード	7.1	3.8	6.0	-0.9	6.0	-0.8	7.3	0.9	6.7	2.8	4.5	2.3
その他スマホ決済（Apple Pay、Google Pay等）	14.3	7.6	10.3	4.4	6.8	1.5	4.6	-0.3	5.1	4.4	1.1	1.1
その他	0.0	0.0	0.9	-0.1	2.2	0.5	2.0	0.9	4.7	1.4	1.1	0.0

消費者庁「【別添・12月（速報）】キャッシュレス決済に関する意識調査結果詳細」より作成

4月度の税務スケジュール

内 容	期 限
3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 4月10日(金)
給与支払報告に係る給与所得者異動届出(市町村長へ)	申告期限 4月15日(水)
2月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 } 納 期 限 } 4月30日(木)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞	
8月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月毎の中間申告	
消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	
固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付	
固定資産課税台帳の縦覧期間 (4月1日から20日、又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間)	左記参照
固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間 (市町村が固定資産の価格登録を公示した日から納税通知書の交付日後60日までの期間等)	

今月の名言録

人生というドラマを描く

人生とはドラマであり、それを演ずる主役が自分なのです。
一生かけてどういうドラマを描くかが、私たちに問われているのです。
運命は生まれたときから決まっていると言われるかもしれませんが。
しかし私は、自分の心、精神を高めていくことによって、運命をも変えることができると思っています。

素晴らしい心根(こころね)というものは、必ず天に通じていくからです。

つまり、運命に抗するというのではなく、心と精神をつくっていくことで、
おのずから、自分の書いた脚本でドラマを演ずる主役に皆さんがなれるのです。

このことに早く気づいて、自分を大事に、一日一日、一瞬一瞬を真摯に生きてほしいと思います。

それには、自分を変え、成長させていくような衝撃的なきっかけが必要です。
そのようなきっかけは、人生の節々にあるはずですが、受け取る側のエネルギーが高まっていなければ、
魂を揺さぶるようなきっかけでも、何事もなく過ぎ去ってしまいます。

怠惰に目的意識もなく生きた人と、真剣に生きた人では、人生というドラマの展開は大きく変わってくるのです。

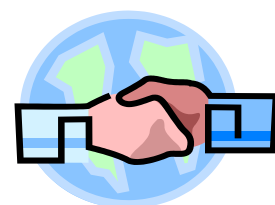
(「心を高める、経営を伸ばす」 稲盛和夫著 PHP研究所)



無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、
お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、
必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022
愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

【四日市オフィス】 〒510-0105
三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651

本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

